

# 台風時における生徒の登校に関する規定

生徒手帳 p 23、25 抜粋

1. 登校以前に名古屋地方気象台から**暴風警報**が発表されていて、次の時刻以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。生徒は登校してはならない。

平日 午前 11時

2. 上に示された時刻までに暴風警報が**解除された場合は**、その解除時刻より 2時間後に授業を開始するから登校すること。
3. 登校途中に警報が発表された場合は、最も安全と思われるところに避難すること。
4. 登校後に暴風警報が発表された場合は、学校の指示に従うこと。
5. 暴風警報が解除されていても、道路の冠水、河川の増水等で登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。
6. 当日の出欠席取扱については、後日その状況を判断して学校がこれを定める。

◎ **特別警報が発令された場合は登校してはいけません。**

**安全を確保してください。**

注) 該当する暴風警報の発令範囲

- A. 愛知県全域
- B. 愛知県西部
- C. 愛知県尾張西部
- D. 愛知県一宮市

※ 一宮市に暴風警報がでていれば該当です。

- E. 自宅のある市町村